

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成 7 年 3 月 31 日〕
〔 条 例 第 19 号 〕

改正 平成 11 年 7 月 9 日条例第 4 号 平成 15 年 3 月 5 日条例第 1 号
平成 15 年 7 月 15 日条例第 3 号 平成 15 年 10 月 21 日条例第 4 号
平成 17 年 3 月 18 日条例第 7 号 平成 18 年 2 月 22 日条例第 2 号
平成 20 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 20 年 11 月 18 日条例第 5 号
平成 21 年 3 月 31 日条例第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 年の中途において就任及び退任したときは、月割により計算し、就任及び退任の月分は日割により計算した額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 前条に掲げる報酬のうち年額で支給するものは、毎年度末に支給する。ただし、年の中途において退任したときは、その月の翌月に支給するものとする。

2 日額で支給するものは、その職務に従事する日数により支給する。

(費用の弁償の支給)

第4条 特別職の職員が公務のために旅行したときは、その職務を行うため費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、別表第 2 のとおりとする。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支給方法については、職員等の旅費に関する条例（平成 7 年条例第 24 号）の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度分の管理者の報酬年額は、別表第 1 の規定にかかわらず、同表に規定する額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。

附 則（平成 11 年 7 月 9 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 15 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 10 月 21 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日条例第 7 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 22 日条例第 2 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（廃止）

- 2 副管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 20 号）は、廃止する。

附 則（平成 20 年 11 月 18 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 名		報 酬 の 額	
管 理 者		年 額	65,000 円
副 管 理 者		年 額	48,000 円
監 査 委 員	識 見 者	年 額	42,000 円
	議 会 選 出	年 額	14,000 円
情 報 公 開 審 査 会 員	会 長	日 額	8,000 円
	委 員	日 額	7,000 円
公 務 災 害 補 償 等 認 定 委 員 会	委 員 長	日 額	8,000 円
	委 員	日 額	7,000 円
公 務 災 害 補 償 等 審 査 会	会 長	日 額	8,000 円
	委 員	日 額	7,000 円

別表第2（第4条関係）

種 類	旅 費 の 額	
鉄 道 賃	職員等の旅費に関する条例の規定による額	
船 賃		
航 空 賃		
旅 行 雑 費		
車 賃	1 キロメートルにつき	37 円
日 当	1 日につき	3,000 円
宿 泊 料	1 夜につき	13,300 円
食 卓 料	1 夜につき	3,000 円